## 税務訴訟資料 第266号-143 (順号12921)

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(○○)第●●号 更正処分取消等請求上告受理申立て事 件

国側当事者 • 国

平成28年10月20日不受理・確定

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成28年3月3日判決、本資料266号-38・順号12816)

(第一審・京都地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成27年8月21日判決、本資料265号-127・順号12710)

決 定

 申立人
 甲

 相手方
 国

同代表者法務大臣 金田 勝年

同指定代理人 小林 努

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

## 第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

## 第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成28年10月20日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 池上 政幸

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 大谷 直人

裁判官 小池 裕

裁判官 木澤 克之